

春日井市立牛山小学校 P T A 規約

第一章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、春日井市立牛山小学校 P T A と称し、事務所を同校内におく。

第二章 目 的

第 2 条 本会は、学校教育目的達成に協力するとともに、学校と家庭との連絡を密にして、児童の福祉を増進、会員相互の研修と教育の振興を図ることを目的とする。

第三章 事 業

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図り、研修を通して教養を高める事業。
- 2 父母と教師が互いに理解しあう事業。
- 3 教育的環境の充実整備する事業。
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業。

第四章 会 員

第 4 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 学校に在籍する児童の父母または、それにかわる者。
- 2 学校に勤務する教職員。

第五章 会 費

第 5 条 本会の会費は、次のとおりとする。

学校に在籍する児童の一世帯について月額 2 0 0 円として、上半期・下半期の最初の月に 1 2 0 0 円納入。なお、途中退会者については、払い戻しはしない。

第六章 役員及び委員

第 6 条 本会には、次の役員及び委員をおき、その選出方法は、別の内規として定める。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 2 名
- 3 書記 2 名
- 4 会計 2 名
- 5 会計監査委員 2 名
- 6 常任委員 若干名
- 7 委員 若干名

第 7 条 本会には、顧問をおくことができる。

第 8 条 役員・委員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、本会の庶務を司る。
- 4 会計は、本会の会計を司る。
- 5 常任委員は、本会の企画運営にあたる。
- 6 委員は、本会の議事を協議し、事業の進展にあたる。

7 会計監査委員は、本会の会計事務の監査にあたる。

8 顧問は、重要事項の諮問に応じる。

第9条 役員・委員の任期は、次のとおりとする。

1 役員・委員の任期は一年とする。再任は妨げない。

2 補欠役員・委員の任期は前任者の残任期間とする。

第七章 会 議

第10条 本会運営のため、次の会議をもつ。

1 総会は、会長が召集し、本会の最高議決機関であり、年一回開く。但し、必要を認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

総会は会員の過半数をもって成立する。

2 役員会は会長が召集し、会全般の運営等について協議する。

3 常任委員会は、会長が召集し、各種事業の企画運営にあたる。

4 全委員会は、会長が召集し、本会の議事を協議し各種事業の進展にあたる。

第11条 本会は必要に応じ、専門委員会をおくことができる。

第12条 会議の議事は、出席者の過半数の賛成によって成立する。

第八章 会 計

第13条 本会の経費は、会費・寄附金・その他事業収入をもって支弁する。

第14条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う一般会計と必要に応じて置くことができる特別会計とする。但し特別会計は、特別会計規則による。

第15条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第16条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第九章 会則の改廃

第17条 本会の改廃は、全委員会の承認をへて、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって、改廃することができる。

付 則

1 本会の細則は、必要に応じて本会会則の範囲内において、別に定めることができる。

2 本会細則の施行は、昭和55年4月1日よりとする。